

別紙様式1

北広島市外部評価委員会補助金評価表 (現行補助金用)

補助金等名 :

消費者協会補助金

1 個別評価（採点）

5点・・・大きいに認められる

2点・・・あまり認められない

4点・・・認められる

1点・・・認められない

3点・・・やや認められる

評価項目	内 容	採 点		
公益性	次の項目のいずれかに該当しているか (1)住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの (2)市民の安全で安心な生活に寄与するもの (3)市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの (4)地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの (5)市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの	4	× 3	12
必要性	(1)事業活動の目的や内容等が社会経済情勢に合致している (2)行政と市民の役割分担のなかで、真に補助すべき事業・活動である	4 4	計	8
効果性	(1)効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することないこと (2)補助金等の交付に対して費用対効果が認められる	4 4	計	8
適格性	個人に対する補助金等は(1)及び(2)の項目について採点し、団体等に対する補助金等は全項目について採点する。 (1)補助金等の支出手続が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること (2)補助金等の支出目的、範囲が法令の規定に抵触していないこと (3)団体等の会計処理及び補助金等の使途が適切である (4)団体等において適正な監査機能を有していること (5)団体等の事業活動の内容と補助の目的との整合がとれていること	5		
【採点合計】				33

2 総合評価

見直し基準の適用		評価機関の評価・意見等
I	□廃止 (20点未満)	市民の消費生活の安心・安全の向上を図るために必要な事業である。
II	□見直し (20点以上24点未満)	
III	□見直し (24点以上30点未満)	
IV	■継続 (30点以上36点未満)	
V	□継続 (36点以上)	